

## 工 事 契 約 条 項

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書に定めるもののほか、契約書に附属する仕様書、  
図面、その他の参考書類（以下「仕様書等」という。）により、履行期  
限（以下「工期」という。）内に工事を完成し、甲は乙にその代金を支  
払うものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第2条 乙は、甲の書面による承認を得ないで、この契約の履行の全部又  
は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせ、又はこの契約によって  
生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継せしめ、若しくは、担  
保に供してはならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又はその主たる部分  
を一括して第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、  
あらかじめ乙の申請を甲が承認した場合は、この限りではない。

2 前項の場合及び軽微な業務を除き、乙が業務の一部を第三者に委任し、  
若しくは請け負わせるには、あらかじめ甲に通知しなければならない。

3 乙は、第1項又は第2項により委任若しくは請け負わせた者から更に  
第三者に委任若しくは請け負いが行われる場合には、あらかじめ甲に通  
知しなければならない。

4 乙は、第1項の承認を得た場合又は、第2項及び第3項の通知を行っ  
た場合であっても、受任者、下請負者又はそれらの被用者（以下「受任  
者等」という。）の行為につき、甲に対して一切の責任を負うものとし  
る。

(現場代理人等)

第4条 甲は、現場代理人、使用人又は労務者について工事の施行若しく  
は、管理につき著しく不相当と認められる者がいるときは、乙に対して  
その理由を明示してその変更を求めることができる。

(工事材料の検査)

第5条 工事に使用する材料は、甲の指定した監督官の検査を受け合格し  
たものでなければ使用することが出来ないものとする。

(工事の変更)

第6条 甲は、必要があるときは、工事内容を変更し、又は工事の施行を  
一時中止し、若しくは、打ち切ることができる。この場合において契約  
金額又は、工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により  
これを定めるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第7条 工事の施行について第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由によるときは、甲の負担とする。

(完成届)

第8条 乙は、工事が完成したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から14日以内に検査官により検査を行うものとする。

3 前項の検査に合格しないときは、乙は遅滞なくこれを修補し又は改造して甲の再検査を受けなければならない。この場合において前項の期間は、甲が乙から修補又は改造を終了した旨の通知を受けた日から起算して14日以内とする。

(代金の請求及び支払)

第9条 甲は、乙から適法な支払請求書を受理した日から40日以内に代金の支払を完了するものとする。

(かし担保)

第10条 乙は、第8条の規定による工事完了の日から1年間以内に工事事物的物にかしによって生じた損失若しくは、き損に対し損害を賠償しなければならない。

(工期の猶予)

第11条 乙の責に帰する理由により工期内に工事を完成することができない場合において工期後に完成する見込みがあると認められたときは、甲は、工期の延長をすることができる。

2 前項の場合において甲は、乙から遅延賠償金として、遅延部分に相当する代金に対し1日につき0.1パーセントの率を乗じた金額を徴収するものとする。ただし、遅延部分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

(遅延利息)

第12条 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに前条第2項の遅延賠償金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払いのあった日までの日数に応じ、当該遅延賠償金に対し年5パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

2 甲の責に帰する事由により、甲が第9条の規定による指定の期間内に代金を乙に支払わない場合は、乙は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、未受領金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に請求することができる。

(秘密の保全)

第 13 条 甲及び乙は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる乙の使用人も同様の義務を負い、この違反について乙はその責を免れない。

(甲の解除権)

第 14 条 甲は、乙が次の各号の一つに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。この場合第 5 号に該当する場合を除き、甲は解約違約金として契約金額の 10 パーセントの金額を乙より徴収する。

- (1) 乙が正当な理由なく工期内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由なく解除を申し出たとき。
- (3) この契約の履行に関し、乙（代理人及び下請け人を含む）に不正又は不当の行為があったとき。
- (4) 前各号のほか、この契約条項（特約条項を含む）に違反したとき。
- (5) 天災その他不可抗力による場合又は乙の責に帰し難い事由により解約を申し出たとき。
- (6) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者をいう。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 項に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材、原材料等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の遅延利息は、第12条の規定を準用する。

（調査）

第15条 甲は、この契約について必要がある場合は、乙に対してその業務の資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべく報告若しくは、資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項の定める調査に協力しなければならない。

（その他）

第16条 特約条項にこの基本条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

2 乙は、この契約書に記載のない事項でも、工事の完成につき甲の指示に従う慣行がある事項については、甲の指示に従わなければならない。

3 この契約について、甲乙間に紛争又は、疑義を生じた場合には、そのつど甲乙協議して解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。